

答申の概要

諮問第 130 号 農業振興地域整備計画変更協議関係書類の非開示決定に対する異議申立て

件名	農業振興地域整備計画変更協議関係書類の非開示決定に対する異議申立て
本件対象文書	農業振興地域整備計画変更協議関係書類
非開示理由	条例第 11 条第 2 項（文書不存在）
実施機関	知事（西部農林事務所）
諮問期日	平成 16 年 7 月 6 日
主な論点	公文書の特定が妥当か。

審査会の結論

静岡県知事が文書不存在を理由に非開示とした決定は、妥当である。

審査会の判断

1 本件公文書の性質について

「平成 9 年度雄踏町農業振興地域整備計画の変更協議に関する公文書」（以下「本件公文書 1」という。）は、農業振興地域の整備に関する法律（以下「法」という。）第 13 条に基づく西部農林事務所と雄踏町の協議に係る文書である。

平成 9 年当時は、同条により、町は農業振興地域整備計画を変更するときは、知事の認可を受けなければならないとされていた。本件公文書 1 は、知事の認可を受けるために、町が県と行った協議に係る文書である。

「平成 9 年度雄踏町市街化編入案件綴」（以下「本件公文書 2」という。）は、法第 7 条に基づく県知事による農業振興地域の区域の変更に係る文書である。

なお、町が行う農業振興地域整備計画の変更及び県知事が行う農業振興地域の区域の変更は、いずれも雄踏町内で行われた区画整理事業に関連して行われたものであるが、法律上は別個の行為である。

2 公文書の特定について

本件公文書開示請求書の「開示請求に係る公文書の名称又は内容」欄には「平成 9 年度、雄踏町長から農業振興地域整備計画の変更協議に関する案件（堀出前）」と記載されている。実施機関は、この記載内容から、開示請求に係る公文書として本件公文書 1 のみを特定しており、本件公文書 2 は特定していない。そこで、この行為が妥当であるかについて検討する。

本件公文書開示請求書の「開示請求に係る公文書の名称又は内容」欄の記載に「に関する案件」との文言があることを考えると、本件請求は、農業振興地域整備計画の変更協議書のみを請求の対象とする趣旨ではなく、農業振興地域整備計画の変更協議に関連するすべての公文書を請求の対象とする趣旨であると解される。

ところで、本件公文書 2 は、法第 7 条に基づく県知事による農業振興地域の区域の変更に係る文書である。農業振興地域の区域の変更と農業振興地域整備計画の変更は、いずれも雄踏町内で行われた区画整理事業に関連して行われたものであるが、法律上別個の行為であるから、農業振興地域の区域の変更に係る本件公文書 2 は、農業振興地域整備計画の変更協議に関連する公文書ではない。

したがって、本件公文書開示請求書の「平成 9 年度、雄踏町長から農業振興地域整備計画の変更協議に関する案件（堀出前）」との記載から、本件公文書 1 のみを特定し、本件公文書 2 を特定しなかった実施機関の行為は妥当である。

3 公文書の保存について

公文書の保存期間を定めた「農林事務所共通ファイル保存年限基準表」によれば、「農業振興地域整備計画変更事前協議書」の保存期間は 5 年と定められている。したがって本件公文

書 1 の保存期間は 5 年である。

本件公文書 1 は、平成 9 年度の文書であるから、平成 14 年度末で保存期間が満了している。本件公文書 1 の文書管理者である西部農林事務所長は、静岡県文書管理規則第 17 条第 1 項に基づき平成 15 年 6 月 20 日に廃棄決定をしている。

したがって、本件公文書 1 は、適法に廃棄されたと言える。